介護老人保健施設 オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)利用約款

<別紙1>

重要事項説明書 オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)について

<別紙2>

介護老人保健施設オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)のご案内

<別紙3>

個人情報の利用目的

<別紙4>

利用中に起きうる事象の説明および、了承のお願い

介護老人保健施設オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)利用同意書および利用誓約書

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設オークピア鹿芝(以下「当施設」という。)は、要支援状態又は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション(介護予防)を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(扶養する者とは、身元引受人を指します)等(以下「扶養者等」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者等に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。
 - 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1(重要事項説明書)、別紙2(介護老人保健施設オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)のご案内)および別紙3(個人情報の利用目的)、別紙4(利用中に起こりうる事象の説明および了承のお願いについて)の改訂が行なわれない限り、3年毎の介護保険制度改定年度初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション(介護予防)を利用することができるものとします。

(扶養者等)

- 第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす扶養者等を立てます。
 - ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
 - 2 扶養者等は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 30 万円の範囲内で、 利用者と連帯して支払う責任を負います。
 - 3 扶養者等は、前項の責任のほか、利用者が疾病等により医療機関に搬送する場合、それに伴う手続が円滑に進行するように協力すること。
 - 4 扶養者等が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び扶養者等に対し、相当期間内にその扶養者等に代わる新たな扶養者等を立てることを求めることができます。
 - 5 扶養者の請求があったときは、当施設は扶養者等に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び扶養者等は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画に関わらず、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防)の利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者および扶養者等は速やかに当施設および利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者の都合により、通所リハビリテーション(介護予防)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金およびその他費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び扶養者等に対し、次に掲げる場合には、適用期間内であっても、本約款に基づ く通所リハビリテーション(介護予防)の利用を解除・終了することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立または要支援状態と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間を超える場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション(介護予防)の提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び扶養者等が、本約款に定める利用料金を1ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず督促した日から14日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者または扶養者等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び扶養者等は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防)の対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
 - 2 当施設は、利用者及び扶養者等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付いたします。利用者及び扶養者等は連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は当施設窓口か、出納取り扱い金融機関等へお振込みください。
 - 3 当施設は、利用者又は扶養者等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者等に対して領収書を発行いたします。

(通常の業務の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

香芝市、上牧町の一部(松里園、中筋出作)、広陵町の一部(馬見北・馬見中・馬見南、みささぎ台・平尾)、葛城市の一部(加守、新在家、今在家、勝根)

(記録)

- 第8条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防)の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、5年間保管します。
 - 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第9条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長(医師)の判断により、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

- 第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項 を実施します。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(秘密の保持および個人情報の保護)

- 第12条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者または扶養者等若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号の情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者等から、予め同意を得た上で行うこととします。
 - ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合には利用者個人を特定できないように、仮名等を使用することを厳守します。
 - 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(和校の胡魚縲)

- 第13条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者等が指

定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第14条 利用者及び扶養者等は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防)に対しての要望又は 苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙、施設長宛の文書で所定の 場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ていただくことができます。

(事故発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じるとともに、速やかに当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅支援事業者等、市町村等に連絡を行います。

(賠償責任)

- 第16条 通所リハビリテーション(介護予防)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が 損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
 - 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者等は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第17条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者等と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

平成27年4月1日改定 平成30年4月1日改定 令和2年3月31日改定 令和4年10月1日改定

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション(介護予防)についての概要

通所リハビリテーション(介護予防)については、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法等、必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師および理学・作業療法士、その他専ら通所リハビリテーション(介護予防)の提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション(介護予防)計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者等(ご家族)の希望を十分に取入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金(要介護1から要介護5)

(1)基本料金

① 施設利用料は、介護保険制度により、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。表は、利用1回あたりです。

		3~4時間	6~7時間
要介護1	│ ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位	486	715
要介護2	・リービス提供体制強16加算(1) 22単位 ・リハビリテーション提供体制加算	565	850
要介護3	3~4時間 12単位	643	981
要介護4	6~7時間 24単位	743	1137
要介護5	0,01时间 24年位	842	1290

- ② 入浴介助加算 (1)40単位/日 (11)60単位/日
 - ※ 利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。
- ③ リハビリテーションマネジメント加算イ 560単位/月(6ヶ月) 240単位/月(6ヶ月超) リハビリテーションマネジメント加算ロ 593単位/月(6ヶ月) 273単位/月(6ヶ月超) リハビリテーションマネジメント加算ハ 793単位/月(6ヶ月) 473単位/月(6ヶ月超)
- ④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算

退所(院)日または認定日から起算して3か月以内 110単位/日

⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1)

退所(院)日または認定日から起算して3か月以内 240単位/日

⑥ 生活行為向上リハビリテーション

利用開始日の属する月から6か月以内 1250単位/月

(9) 栄養改善加算200単位/月2回まで

⑩ 若年性認知症利用者受入加算 60単位/日

⑪ 退院時共同指導加算 600単位/回

② 介護職員等処遇改善加算(1) 月間所定単位の8.6%

③ 送迎を実施しない場合の返還 47単位/片道

※1単位は、地域区分により=10.17円に換算されます。

※月毎の合計単位の、1~3割(介護保険負担割合証に基づき)を、お支払いいただきます。

(2) その他の料金

① 食費 昼食 750円 おやつ 150円

※ご利用時間帯によっては、お食事・おやつの提供ができないことがあります。

② 日用品および教養娯楽費 450円/日

4. 利用料金(要支援1及び要支援2)

(1)基本料金

① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。

	基本単位	必須の加算項目と単位		合計単位
要支援1	2268単位	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位	2356単位
要支援2	4228単位	サービス提供体制強化加算(1)	176単位	4404単位

※利用を開始月から12ヶ月を超える場合、要支援1:120単位/月、要支援2:240単位/月減算

② 栄養改善加算

200単位/月

③ 予防栄養アセスメント加算

50単位/月

④ □腔機能向上加算

(1) 150単位/月 (11)160単位/月

⑤ 一体的サービス提供加算(栄養及び口腔昨日向上) 480単位/月

⑥ 若年性認知症利用者受入れ加算

240単位/月

⑦ 科学的介護推進体制加算

40単位/月

⑧ 退院時共同指導加算

600単位/回

⑨ 介護職員等処遇改善加算(1) 月間所定単位の8.6%

- ※1単位は、地域区分により=10.17円に換算されます。
- ※月毎の合計単位の、1~3割(介護保険負担割合証に基づき)を、お支払いいただきます。
- (2) その他の料金(1日当たり)

① 食費 昼食 750円

おやつ

150円

※ 利用時間帯によっては、お食事の提供ができないことがあります。

② 日用品および教養娯楽費

400円

令和元年10月1日改定 令和3年4月1日改定 令和5年4月1日改定 平成30年4月1日改定 令和6年6月1日改定

<別紙2>

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)のご案内

1. 概要

(1) 事業所の名称等

・ 事業所名 介護老人保健施設 オークピア鹿芝

開設年月日 平成19年10月1日

所在地 奈良県香芝市穴虫855-1

• 電話番号/ファックス番号 0745-71-3588 / 0745-78-2356

管理者 本宮 善恢

(2) 通所リハビリテーション(介護予防)の目的と運営方針

通所リハビリテーション(介護予防)は、看護、医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営む事が出来るようにし、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーション(介護予防)サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした事業です。

(3) 施設の職員体制

職種	員数	業務内容
管理者	1人	従業者の統括管理、指導
医師	1人以上	利用者の健康管理および医療的処置
看護師	1人以上	利用者の療養上の生活等援助
介護職員	2.5人以上	利用者の療養上の生活等援助
理学療法士•作業療法士	1人以上	利用者の機能回復訓練指導
支援相談員	1人以上	利用者、家族の処遇上の相談
管理栄養士	1人以上	利用者の栄養管理
事務員	1人以上	窓口での対応・保険給付管理等
調理員	委託	利用者の食事調理(蔵ウェルフェアサービス)
清掃員	委託	全館の清掃業務(近鉄ファシリティーズ)

(4) 通所定員等・定員 25 名(1日当たり)

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション(介護予防)計画の立案
- ② 食事

昼食 12:00~13:00 おやつ 15:00~15:30

- ③ 入浴(身体機能等に応じた、個人浴槽等で対応します。 但し、体調や身体の状況に応じて、部分浴や清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理•看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 行政手続代行

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。ご利用者様の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

① 協力医療機関

•名 称 香芝旭ヶ丘病院 TEL0745-77-8101

•住 所 香芝市上中839

② 協力歯科医療機関

•名 称 岡本歯科医院 TEL0745-76-0001

•住 所 香芝市下田西2-10-10

※ 緊急時の連絡先

緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設ご利用に当たっての留意事項

ご利用者の皆様が快適な時間を過ごせるように職員の指示にご協力ください。

① 火気の取り扱い

防火のため火気類は、施設内へ持ち込まないでください。

② 飲酒•喫煙

施設内は、原則として禁煙ですが、長年の習慣・嗜好に配慮いたしますので、必ず申し出てください。ライター等火気の管理については、職員にお預けください。また、飲酒は原則として禁止します。

③ 設備・備品の利用

施設内の家具やベッド等の・設備・備品は、破損等させることなく大切にご使用ください。

④ 金銭・貴重品の管理

金銭・貴重品の管理は出来かねますので、施設内には出来るだけ持ち込まないようにご協力ください。 紛失・破損の場合の責任は負いかねますのでご了解ください

⑤ ペットの持ち込み

ペットの持ち込みはご遠慮ください。

5.非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して次のとおり非常災害対策を実施します。

- ① 防火管理者には、事務長を充てる。
- ② 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者(近鉄ファシリティーズ)に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥ 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
 - 利用者を含めた総合避難訓練………年1回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法の徹底…………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる

① 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。 防災設備:スプリンクラー、消火栓、消火器、誘導灯、非常放送設備、非難器具、自動火災報知機、 自家発電機設備等

6. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- ① 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ② 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

7. 衛生管理

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- ② 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
 - ・当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ・当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

- ③ 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を実施します。
- ④ 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

8.禁止事項

- ① 当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教活動、特定の政治 活動」は硬く禁止します。
- ② 利用者による職員への暴力・暴言等やセクシャルハラスメント行為、他利用者への暴力・暴言等やセクシ ャルハラスメント行為は固く禁止します。
- ③ 防火のため火気類は、施設内へ持ち込まないでください。施設内は、原則として禁煙ですが、長年の習 慣・嗜好に配慮いたしますので、必ず申し出てください。ライター等火気の管理については、施設側の管 理とさせていただきます(お預けください)。

9. 要望および苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 (電話:0745-71-3588)

また、要望や苦情なども支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、施設備 え付けの「ご意見箱」をご利用ください。

当施設以外の苦情等の相談窓口

<奈良県国民健康保健団体連合会>

〒634-0061 橿原市大久保町302-1(奈良県市町村会館内)

TEL: 0744-29-8311 FAX: 0744-29-8322

<香芝市健康部介護福祉課>

〒639-0251 香芝市逢坂1-374-1 (香芝市総合福祉センター内)

TEL: 0 7 4 5 - 7 9 - 7 5 2 1 FAX: 0 7 4 5 - 7 9 - 7 5 3 2

平成30年4月1日改定 令和2年3月31日改定 令和3年4月1日改定 令和4年10月1日改定

個人情報の利用目的

介護老人保健施設オークピア鹿芝では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- (介護老人保健施設内部での利用目的)
 - ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
 - •介護保険事務
 - •介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一入退所等の管理
 - 一会計•経理
 - -事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

(他の事業者等への情報提供を伴う利用目的)

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - -利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - -利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - -家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - -保険事務の委託
 - -審査支払機関へのレセプトの提出
 - -審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- •損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- (当施設の内部での利用に係る利用目的)
 - ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

(他の事業者等への情報提供に係る利用目的)

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

利用中に起きうる事象の説明および、了承のお願い

1. 転倒・転落による捻挫や骨折、骨粗鬆症による疲労骨折等について

介護老人保健施設では、緊急やむを得ない状態以外での身体拘束は禁止されています。

例えば、ベッドでの休息中の、柵は両側で3柵以内の使用になります。

リハビリテーションにより「訓練で付き添ってしている」立上りや歩行の訓練を「できる」と思って動かれるなど、回復傾向の時期、認知症などから安全への判断や注意力の低下、靴の履き忘れや足に不適合な履物の使用等での転倒のリスクが高まります。また、車いすに不慣れな時期はブレーキ忘れ等により、転落のリスクも高まります。特に高齢者は骨粗鬆症により、無理な体の動かし方や勢いよく座るなどが重なると、転倒が無くても骨折するリスクが高い状態です。

2. 皮膚の表皮剥離や掻き傷について

高齢者の皮膚は脆弱な方が多く、特に栄養状態が不良な方、ステロイドホルモン剤の副作用や浮腫(むくみ)の強い方は、軽い接触や圧迫で表皮の亀裂や剥離が発生しやすい状態です。また、乾燥等による掻痒(かゆみ)は冬期に憎悪しやすく、掻き破りによる傷も発生し易く、抗凝固薬を服用されている場合は、止血が困難(止まりにくい)になります。

3. 異食・誤飲行動について

認知症の方に起きうる「食品でないものを食べてしまう・飲んでしまう」行動があります。特に、色のきれいない物、生花、ティッシュペーパーなどの身の周りのもので起きやすくなりますので、十分配慮しますが、経験のある方は前もってお知らせください。また、空腹や口渇の強い方は、人目に付くと慌てて飲み込む行動が起きると、窒息のリスクも高まります。

4. 誤嚥について

脳血管疾患後遺症や認知症等から、嚥下機能が低下している方が多くおられます。状況に応じた食形態で提供いたしますが、ご希望による形態が機能に適応しない場合にリスクが高まります。

5. 急激な状態変化について

持病や合併症、その他の急激な悪化が認められた場合は、必要に応じて救急車の手配をいたしますが、ご家族様に受診付添をお願いいたします

6. 送迎中のアクシデントについて

乗車時にはシートベルトを着用いただきます。運転には十分気をつけていますが、他車からの追突など急ブレーキや間に合わない場合など、予期せぬ事故に巻き込まれる場合があります。

また、ご利用者様が乗車後にシートベルトを外されたり、座席を変わろうと動かれる場合も転倒等のリスクが高まります。

ご高齢者の健康状態は変化し易く重篤化し易い特徴から、上記以外にも不測の事象が起きやすい状況です。 異常の早期発見・早期対応に向けて、十分に配慮・注意を心がけておりますが、不意な行動等で見守りや付き 添いができない場合があります。また、救急処置が遅れる場合があることのご理解とご協力をよろしくお願 いいたします。

約款、および別紙1(重要事項説明書)、別紙2(利用の案内)、別紙3(個人情報の取扱)、 別紙4(利用中に起きうる事象の説明および、了承のお願い)について、

-	年	月		支援相談員:_	_が説明し	ハたしまし	た。今	後もご	゛不明な
ことがる	ありま	したら、	ご相談くださ	.(,).					

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)利用同意書

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)を利用するにあたり、介護老人保健施設 オークピア鹿芝 通所リハビリテーション(介護予防)利用約款及び別紙1(重要事項説明書)、別紙2(介護老人保健施設オークピア鹿芝通所リハビリテーション(介護予防)のご案内)、別紙3(個人情報の利用目的)、別紙4(利用中に起きうる事象の説明および、了承のお願い)を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

	$\overline{}$

<利用者> 住 所	
氏 名	ED
<扶養者等> 住 所	
氏 名	ED
続柄	

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 施設長 本宮 善恢 様

【請求書の送付先】

	_, _,		
氏 名		(続柄)
住 所			
電話番	号		

【緊急時の連絡先】

氏 名		(続柄)
住 所	〒	
電話番号		

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 利 用 誓 約 書

利用者 が、介護老人保健施設オークピア鹿芝の利用にあたり、ご迷惑をおかけしないよう、下記事項について協力することをお約束します。

記

- 1. 利用期間ならびに利用中止については、施設の方針に協力します。
- 2. 利用中は諸規則を守ります。
- 3. 不可避的な事故については、理解をもって施設側に協力します
- 4. 緊急連絡先及び連帯保証人に異動・変更が生じた場合は、直ちに連絡します。
- 5. 利用中の費用について、利用者および扶養者等が延滞した場合、負担する一切の債務を極度額30万円の範囲で連帯して支払う責任を負います。
- 6. その他、施設の管理規定等で定められたことに従います。

TEL

年 月 日 連帯保証人(扶養者等以外で生計が別の方に限ります)
氏 名 印 利用者との続柄()
住 所